

平成30年度北海道サービス管理責任者研修募集要領
北海道児童発達支援管理責任者研修募集要領

特定非営利活動法人きなはれ

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 研修名称

- ・北海道サービス管理責任者研修
- ・北海道児童発達支援管理責任者研修

3 実施場所 ※詳細別紙3

札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1）
 札幌市教育文化会館（札幌市中央区北1条西13丁目）
 かでる2・7（札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル）

4 研修期間等（詳細は別紙3）

日程区分	研修期間（修了期間）	分野等
第1日程	平成30年5月15日（火）～17日（木）	第4分野（就労）
第2日程	平成30年7月18日（水）～20日（金）	第4分野（就労）
第3日程	平成30年10月30日（火）～ 11月1日（木）	第4分野（就労）
第4日程	平成30年12月18日（火）～20日（木）	児童発達支援管理責任者研修
第5日程	平成31年2月26日（火）～28日（木）	第1分野（介護） 第2分野（地域生活：身体） 第3分野（地域生活：知的・精神）

※第4分野（就労）は年3回を予定しています。

5 研修カリキュラム ※別紙1 別紙2

研修内容

【サービス管理責任者研修】

別紙1「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する（3日間）。
 なお、分野別を実施する講義及び演習は、障害福祉サービス事業を次表に定める分野に分類して実施することとする。

分 野		障害福祉サービス
第1分野	介護	療養介護 生活介護
第2分野	地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）
第3分野	地域生活 （知的・精神）	自立訓練（生活訓練） ※宿泊型訓練含む 共同生活援助（グループホーム）
第4分野	就労	就労移行支援 就労継続支援

【児童発達支援管理責任者研修】

別紙2「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する（3日間）
なお、過去においてサービス管理責任者研修第5分野（児童）を受講しているものについては、児童発達支援管理責任者研修を受講しているものとみなす。

過去において、今回受講する分野と異なる分野（第1～第5分野（※第5分野は旧児童分野））のサービス管理責任者研修を受講している者又は、児童発達支援管理責任者研修を受講している者については、別紙1・2の研修カリキュラム第1日目（共通講義）の受講をしなくてもよいものとする。

ただし、平成23年度以前に第1分野～第4分野のサービス管理責任者研修を受講している者が、今

回児童発達支援管理責任者研修を受講する場合は、別紙2の研修カリキュラム第1日目（共通講義）のうち、「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とサービス管理責任者の役割（2時間）」を受講する必要があります。

なお、「他の分野のサービス管理責任者研修/児童発達支援管理責任者研修受講（修了）歴」は、必ず申込書に記載すること。

6 講師氏名、所属、専門分野、略歴、業績 ※別紙7

本研修を担当する講師は、別紙7の通りとする。

なお、やむを得ない事情により講師は変更することがある。

7 研修修了の認定方法・欠席の取り扱い（出欠の確認方法、成績評定方法、修了の認定方法等）

(1) 出欠の確認方法：受講日ごとに出席簿の署名（フルネーム）にて確認する

(2) 成績評定方法：試験等は行わないが、全日程の受講を行うこと。また講義・演習等を受講するにふさわしい態度、言動をとること。

(3) 修了の認定方法：受講決定後に送付する事前課題の提出及び既定の全カリキュラムを受講することを条件とする。ただし、やむを得ない事由によって講義部分の一部（2時間を上限とする）を受講できなかった場合には年度内の別日程による同講義を受講することで補講とみなすことできる。演習を欠席した場合の修了は認めない。

(4) 受講決定の取消等：受講申込者及び受講決定者が、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として不適任である行為をしていたことを確認した場合については、北海道と協議の上、受講決定の取消、又は研修修了証書を発行しない場合がある。

8 受講資格および定員 ※別紙3

【サービス管理責任者研修】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定を含む）及び障害者支援施設（開設予定を含む）においてサービス管理責任者として配置しようとする者（配置予定時までにサービス管理責任者として必要な実務経験（別紙4参照）を満たす見込みのある者を含む。）

【児童発達支援管理責任者研修】

児童福祉法に規定する北海道内の指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者（配置予定時までに児童発達支援管理責任者として必要な実務経験（別紙5参照）を満たす見込みのある者を含む。）

9 募集期間、申込及び受講決定通知方法、事前課題提出等

申込については、法人（開設予定の場合はその代表者）の推薦がある者に限る。

申込は北海道内の事業所職員に限る。

【申込方法】 申込書式より

- (1) 受講希望の分野の所定申込様式を メールに添付し申込んでください。 } 双方の申込で受付
(2) 郵送申し込み様式に法人印を押し、下記の郵送先に送付してください。 } 完了となります

注意点>>

■メールにて送信

・申込様式1～3 ⇒ 必要箇所に入力を頂きメールにて添付ください

（申込様式1の法人印部分はメールの際には必要御座いません）

※メールの件名は ⇒ 第○分野 NP0 法人○○○（申込をされる法人等のお名前）として頂き、1通のメールに1名の添付とします（複数人添付はお控えください）

■ 申込様式 1 を郵送（要法人印）

- ・ 申込様式 1 ⇒ こちらはメールの他にプリントアウトして頂き法人印を捺印のうえ事務局へ郵送ください。

< 郵先送 > 〒064-0821
 札幌市中央区北1条西20丁目1-1 ラントレポー601
 NPO法人きなはれ
 就業・生活応援プラザ とねっと
 北海道サービス管理責任者等研修 事務局 宛

※メールでの申し込みと申込様式 1 を郵送の双方の確認で申込み完了となります。

申込期限内のみ受付させていただきます。

※郵送申し込み用紙の郵送がない場合、申込様式の記入内容に不備がある場合には、申込が受理されません。

※受講希望者が多数の場合は、1事業所から1名の受講とさせていただきます。

※申し込み多数の場合、優先順位の高い順に選考します。

(3) 受講決定通知に事前課題を同封いたします。（期日提出）

期日内に事前課題の提出がない方は研修の受講ができませんので、ご了承ください。

日程区分	申し込み締め切り・受講可否通知日	申し込み注意点・申し込み先
第1日程	平成30年 3月16日（金）～ 平成30年 3月29日（木）【 <u>必着</u> 】 < 4月13日頃に受講可否を通知予定 >	・ 申込は申込み方法参照 ※期日必着・書類に不備がない方のみ選考の対象とさせていただきます。 申込先 〒064-0821 札幌市中央区北1条西20丁目1-1 ラントレポー601 NPO法人きなはれ 就業・生活応援プラザ とねっと 北海道サービス管理責任者等研修 事務局 申込みメールアドレス kinahare@kind.ocn.ne.jp
第2日程	平成30年 5月18日（金）～ 平成30年 5月31日（木）【 <u>必着</u> 】 < 6月15日頃に受講可否を通知予定 >	
第3日程	平成30年 8月31日（金）～ 平成30年 9月13日（木）【 <u>必着</u> 】 < 9月28日頃に受講可否を通知予定 >	
第4日程	平成30年10月19日（金）～ 平成30年11月 1日（木）【 <u>必着</u> 】 < 11月16日頃に受講可否を通知予定 >	
第5日程	平成30年12月25日（火）～ 平成31年 1月 8日（火）【 <u>必着</u> 】 < 1月25日頃に受講可否を通知予定 >	

10 受講料及び徴収方法 キャンセル規定

全日程（3日間） 20,000円

共通講義を除く2日間 18,000円

- ・ 決定通知郵送時に案内する所定の銀行への振込による納入とする。
 納入期間は指定する締切日とする。（振込手数料は申込者の負担とする）
 銀行振込証を持って領収証とする。
 締切日を超えて振り込みが確認できない場合は、受講を取り消したものとみなす。

・キャンセル料規定

期日	
10 日前まで	全額返還（振込手数料は申込者負担）
それ以降のキャンセルは行わない。 ※ただし、やむをえない事情と認められた場合について 9 日前～3 日前のキャンセルについて	
9 日前～7 日前	キャンセル料 5000 円及び振込手数料を除いた金額を返還
6 日前～3 日前	キャンセル料半額（3 日間受講：10000 円 2 日間受講：9000 円）及び振込手数料を除いた金額を返還
2 日前～当日	返還は行わない

1 1 修了証書

本研修を修了した者には、修了証書を交付する。（再発行は行わない）

1 2 シラバスの掲載に関して

本研修の内容が記載されたシラバスに関しては、当法人の HP にて掲載します。

特定非営利活動法人きなはれ ホームページ

『 <http://kinahare.net/> 』

1 3 問い合わせ先

特定非営利活動法人 きなはれ 就業・生活応援プラザとねっと
北海道サービス管理責任者等研修 事務局

〒064-0821

札幌市中央区北 1 条西 20 丁目 1-1 ラントレポー601

電話：080-9009-0347（メールでの問合せは受付できません）

（サービス管理責任者の要件、障害福祉サービス事業所の指定に関する問い合わせ）

→各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課事業指導係

→札幌市内・旭川市内・函館市内に関しては各市役所

（児童発達支援管理責任者の要件、障害児通所支援事業所等の指定に関するお問い合わせ先）

→各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課事業指導係

→札幌市内に関しては札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

振興局名 電話番号

空知総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0126-20-0120
石狩振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	011-204-5808
後志総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0136-23-1935
胆振総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0143-24-9845
日高振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0146-22-9032
渡島総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0138-47-9546
檜山振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0139-52-6654
上川総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0166-46-4982
留萌振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0164-42-8319
宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0162-33-2621
オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0152-41-0690
十勝総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0155-27-8518
釧路総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0154-43-9257
根室振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0153-23-6914

平成 30 年度北海道サービス管理責任者研修カリキュラム

区 分		科 目	内 容	時間数	
第 1 日 目	共通講義	サービス管理責任者の役割に関する講義【6時間】	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とサービス管理責任者の役割	2 時間	
		サービス提供及び支援提供のプロセスと管理	サービス提供及び支援提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者がそのプロセスにどのように関わるかを具体的に解説	2 時間	
		サービス提供者と関係機関の連携及び支援提供職員と関係機関の連携	実際のサービス提供現場における、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築及び支援提供現場における、事業者又は支援提供職員と各関係機関等とのネットワーク構築の事例解説	2 時間	
第 2 日 目	分野別講義	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義【3時間】	アセスメントとサービス提供の基本姿勢	3 時間	
		サービス提供プロセスの管理に関する演習【10時間】	「サービス提供プロセスの管理の実際事例研究①（アセスメント編）」	標準的なサービス提供のプロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性やサービス内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する	4 時間
第 3 日 目	演習		「サービス提供プロセスの管理の実際事例研究②（個別支援計画編）」	事例研究①と同様に、障がい内容の異なるより困難な事例を用いて、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかと言った観点から演習を展開する	3 時間
			サービス内容のチェックとマネジメントの実際（模擬会議）	個別支援計画の作成に係る会議をシュミレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する	3 時間
合 計				19 時間	

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式（修了証書交付）は含まれません（前後 20 分程度）。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

北海道児童発達支援管理責任者研修カリキュラム

科 目	区 分	内 容	時間数
1 日目 児童発達支援管理責任者の役割に関する講義			6 時間
児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とサービス管理責任者の役割 道が講師として行う講義	共 通 講 義	児童福祉法における障害児支援制度や支援内容、支援の質を確保するために必要な児童発達支援管理責任者の基本的な役割及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理責任者の基本的な役割等について解説	2 時間
支援提供及びサービス提供のプロセスと管理		支援提供及びサービス提供のプロセス全体を解説するとともに、児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者がそのプロセスにどのように関わるかを具体的に解説	2 時間
支援提供職員と関係機関の連携及びサービス提供者と関係機関の連携		実際の支援提供現場における、事業者又は支援提供職員と各関係機関等とのネットワーク構築及び実際のサービス提供現場における、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築の事例解説	2 時間
2 日目 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義			3 時間
アセスメントと支援提供の基本姿勢	講 義	アセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについて解説	3 時間
3 日目 サービス提供プロセスの管理に関する演習			10 時間
「支援提供プロセスの管理の 実際事例研究①」 (アセスメント編)	演 習	標準的な支援提供プロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する。	4 時間
「支援提供プロセスの管理の 実際事例研究②」 (個別支援計画編)		事例研究①と同様に、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかといった観点から演習を展開する。	3 時間
支援内容のチェックとマネジメントの実際 (模擬会議)		個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、児童発達支援管理責任者として支援提供者が展開する様々な支援内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する。	3 時間
合 計			19 時間

**平成 30 年度北海道サービス管理責任者研修
開催日程**

日程	研修日程 研修期間（修了期間）	開催場所			
		1 日目	2・3 日目	分野等	定員
第 1 日程	平成 30 年 5 月 15 日（火） ～ 5 月 17 日（木）	札幌コンベン ションセンター	札幌コンベン ションセンター	第 4 分野 就労	90 名
第 2 日程	平成 30 年 7 月 18 日（水） ～ 7 月 20 日（金）	札幌市 教育文化会館	札幌市 教育文化会館	第 4 分野 就労	90 名
第 3 日程	平成 30 年 10 月 30 日（火） ～11 月 1 日（木）	かでの 2・7	かでの 2・7	第 4 分野 就労	90 名
第 4 日程	平成 30 年 12 月 18 日（火） ～12 月 20 日（木）	かでの 2・7	かでの 2・7	児童発達 支援管理 責任者	90 名
第 5 日程	平成 31 年 2 月 26 日（火） ～2 月 28 日（木）	かでの 2・7	かでの 2・7	第 1 分野 介護	64 名
				第 2 分野 地域生活 （身体）	4 名
				第 3 分野 地域生活 （知的・ 精神）	64 名

会場所在地

札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌 6 条 1 丁目 1-1）
 札幌市教育文化会館（札幌市中央区北 1 条西 1 3 丁目）
 かでの 2・7（札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 道民活動センタービル）

* 注意：受講者用の駐車場は無いため、原則として公共交通機関で来場願います。

サービス管理責任者の要件となる実務経験について、申込書中①～③の定義は次のとおり

- 「① 相談支援業務または直接支援業務（有資格）に従事」
→ 下記Ⅰ及びⅡの期間の通算で、5年以上
- 「② 直接支援業務（資格なし）に従事」
→ 下記Ⅲの期間が通算で、10年以上
- 「③ 国家資格等3年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」
→ 下記ⅠからⅢまでの期間が通算して3年以上、かつⅣの期間の通算で、3年以上
(以下「実務経験者」という)

I

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上的の障害があること

又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の

日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

- ① ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業
 - ・ 改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
 - ・ 改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
 - ・ 改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
 - ・ その他これらに準ずる事業

の従事者

- ② ・ 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所
- ・ 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
- ・ 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設
- ・ 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
- ・ 社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
- ・ 発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
- ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ③ ・ 障害者支援施設
 - ・ 児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設
 - ・ 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
 - ・ 生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設
 - ・ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設、同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター
 - ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ④ ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する障害者職業センター
- ・ 同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター
- ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑤ ・ 特別支援学校
- ・ その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑥ ・ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所

の従業者又はこれに準ずる者

(社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事)各号のいずれかに該当する者、

相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、Ⅳに掲げる資格を有する者並びに①から⑤まで

に掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る)

II

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・ 社会福祉法第19条第1項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、
- ・ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・ 児童福祉法第18条の4に規定する保育士、
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

- ① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害福祉サービス事業、児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

III

IIの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

IV

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について、申込書中④～⑥の定義は次のとおり

「① 相談支援業務または直接支援業務（有資格）に従事」

→下記Ⅰ及びⅡの期間の通算で、5年以上かつ当該期間からⅢの期間を除いた期間が、3年以上

「② 直接支援業務（資格なし）に従事」

→下記Ⅳの期間が通算で、10年以上かつ当該期間からⅤの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上

「③ 国家資格等5年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」

→下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの期間を通算した期間から、Ⅲ及びⅤの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつⅥの期間が通算で5年以上

(以下「実務経験者」という)

Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

- ① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業
 - ・改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
 - ・改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
 - ・改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
 - ・その他これらに準ずる事業
- ② **の従事者**
 - ② ・**児童相談所**
 - ・児童福祉法第44条の2第1項に規定する児童家庭支援センター
 - ・身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
 - ・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設
 - ・知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
 - ・社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
 - ・発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設
 - の従業者又はこれに準ずる者**
- ③ ・**障害児入所施設**
 - ・児童福祉法第37条に規定する乳児院
 - ・児童福祉法第41条に規定する児童養護施設
 - ・児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設
 - ・児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害者支援施設
 - ・老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
 - ・生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設
 - ・介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設、同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- ④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する障害者職業センター
 - ・同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑤ ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）
・その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑥ ・健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所

の従業者又はこれに準ずる者

（相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、IVに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る）

II

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・社会福祉法第19条第1項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、
 - ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
 - ・児童福祉法第18条の4に規定する保育士、
 - ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「**直接支援の業務**」という。）に従事した期間
- ① 障害児入所施設、児童福祉法第36条に規定する助産施設、乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1条に規定する保育所、同法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第40条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害児通所支援事業、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12条に規定する事業所内保育事業、同条第13項に規定する病児保育事業並びに同条第14条に規定する子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

III

老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、療育病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他

これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

Ⅳ

Ⅱの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

Ⅴ

老人福祉施設、介護老人保健施設、療育病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

Ⅵ

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

(参考) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る必要な研修の要件について

